

災害支援くしろネットワーク 規約  
(略称「くしろネットワーク」)

(目的)

第1条 災害支援くしろネットワーク（以下「本会」という）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で甚大な被害を受けた三陸地方沿岸部の被災地支援復興及び釧根管内の漁業者への支援のため、釧根管内外の個人及び団体に災害支援ボランティア活動と金銭支援の協力を呼びかけ、被災者や被災地のボランティアセンター及び釧根管内の諸機関と連携して、効果的な支援活動を展開することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を実施する。

- (1) 災害支援ボランティアの募集、受入、相談、派遣に関する事。
- (2) 被災者及び被災地に対する支援の企画、呼びかけ、実践に関する事。
- (3) 被災地の災害対策本部並びに災害ボランティアセンターとの連携、情報共有に関する事。
- (4) 全国の災害支援団体等との連携に関する事。
- (5) 活動資金の確保に関する事。
- (6) ボランティア活動拠点の運営に関する事。
- (7) その他目的達成に必要な事業に関する事。

(会員及び構成団体等)

第3条 本会は、目的に賛同する個人及び団体で構成する。

- (1) 本会は、目的に賛同し規定の会費を納めた個人会員・世話人会員及び企業団体会員で構成し、本会に許可があれば、加入又は退会することができる。
- (2) 本会事業の目的に賛同し、本会を支援、連携をする、又は本会事業を推進する為に必要な物資もしくはサービスが無償で提供をされる企業・団体は、本会に許可があれば、後援企業団体、協力企業団体、協賛企業団体として、本会の外部ボランティアを構成する。

(事務所)

第4条 本会の事務所を、北海道釧路市緑ヶ岡2-36-15に置く。

(組織及び役員)

第5条 本会の組織は次のとおりとする。

- (1) 本会に世話人代表を1名置く。
- (2) 本会に2名以上の世話人副代表を置く。
- (3) 本会に5名以上の世話人を置く。
- (4) 本会に会計担当者を置く。会計担当者は、本会の会計を処理する。
- (5) 本会に監事担当を3名以内置き、本会の事務事業及び金銭の状況について監査する。

(会計年度) 会計年度は、平成23年4月1日から平成24年3月31とする。

附則 この規約は平成23年5月12日から施行する。